



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

- 公安委員会規則
 - *2 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 336 令和4年度特定計量器定期検査 (商工観光労働総務課) 2
 - 337 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 4
 - 338 小浦土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課) 5
 - 339 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課) 5
 - 340 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (") 7
 - 341 保安林の指定の解除 (森林整備課) 8
 - 342 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 8
 - 343 保安林の指定施業要件の変更 (") 8
 - 344 " (") 9
 - 345 道路の区域変更 (道路保全課) 9
 - 346 道路の供用開始 (") 10
 - 347 道路の区域変更 (") 10
 - 348 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 10
- 教育委員会告示
 - 1 和歌山県指定文化財の指定 11
- 公安委員会告示
 - 9 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 11
 - 10 " 12

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月18日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第10条の2関係）		別表第2（第10条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6 から田辺市芳養松原二丁目14	一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6 から田辺市芳養松原二丁目14

	79番1まで		79番1まで
一般国道42号	田辺市芳養松原二丁目1261番1から田辺市芳養町字サビ43番2まで		
略		略	

附 則

この規則は、令和4年3月21日から施行する。

告 示

和歌山県告示第336号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和4年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	令和4年4月26日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	令和4年4月27日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市立加茂川幼稚園	令和4年5月10日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	〃
	海南市下津行政局	令和4年5月11日
	内海公民館	〃
	亀川公民館	令和4年5月12日
	大野公民館	〃
	海南市役所野上支所	〃
	黒江防災コミュニティセンター	令和4年5月13日
	海南保健福祉センター	〃
広川町	広川町役場	令和4年5月25日
湯浅町	湯浅町役場	令和4年5月26日

有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	令和4年6月1日
	清水会館	〃
	JAありだAQ総合第2選果場	令和4年6月2日
	JAありだ清水営農センター城山サブセンター	〃
	有田川町役場金屋庁舎	令和4年6月3日
	吉備浄化センター	令和4年6月7日
	〃	令和4年6月8日
	〃	令和4年6月9日
串本町	串本町公民館田並支館	令和4年6月15日
	串本町文化センター	令和4年6月16日
	旧串本町役場古座分庁舎	令和4年6月17日
	山村交流センター	〃
有田市	宮崎公民館	令和4年6月22日
	宮原公民館	〃
	保田公民館	令和4年6月23日
	初島公民館	〃
	有田市民会館	令和4年6月28日
岩出市	岩出市立市民総合体育館	令和4年7月7日
那智勝浦町	宇久井区民会館	令和4年7月20日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	令和4年7月21日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	令和4年7月22日
北山村	北山村観光センター	令和4年9月8日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	令和4年9月9日
新宮市	新宮市熊野川行政局	令和4年9月9日
	佐野会館	令和4年9月14日
	新宮市立総合体育館	令和4年9月15日
	〃	令和4年9月16日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	令和4年10月5日

古座川町	古座川町役場七川出張所	令和4年10月6日
	明神生活改善センター	〃
	古座川町中央公民館	令和4年10月7日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	令和4年10月12日
	粉河ふるさとセンター	令和4年10月13日
	紀の川市役所貴志川支所	令和4年10月14日
	紀の川市役所桃山支所	〃
	紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	令和4年10月17日
	〃	令和4年10月18日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和4年4月26日から令和5年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス岩出西野店

和歌山県岩出市西野字釘貫198番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,487㎡

6 駐車場の収容台数

- 58台
- 7 駐輪場の収容台数
24台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
8.4m³
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所（敷地東側、敷地西側）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和4年2月28日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年3月18日から同年7月18日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小浦土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（令和4年2月27日就任）

職名	氏名	住 所
理事	坂田喜幸	日高郡日高町大字小浦148番地の2
理事	磯崎秀明	日高郡日高町大字小浦132番地
理事	山本源昭	日高郡日高町大字小浦140番地の1
理事	山本喜代一	日高郡日高町大字小浦166番地
理事	清水秀樹	日高郡日高町大字小浦95番地
監事	山本美和子	日高郡日高町大字小浦139番地
監事	磯崎利巳	日高郡日高町大字小浦83番地

和歌山県告示第339号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定

により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (3) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 腐蛆病の発生予防のため
- (5) アカバネ病の発生予察のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (7) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 腐蛆病検査 県内全域
- (5) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 腐蛆病検査 蜜蜂
- (5) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (6) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 腐蛆病検査 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (5) アカバネ病検査 原則として令和4年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (6) アイノウイルス感染症検査 原則として令和4年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) チュウザン病検査 原則として令和4年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 腐蛆病検査 臨床検査及び細菌検査

- (5) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (6) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第340号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢症の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚熱の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽^まの発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢症予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚熱予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢症予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚熱予防注射 豚
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢症予防注射 牛ウイルス性下痢症等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚熱予防注射 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液（無^{きょう}莢膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字平岩295の1・296の4・296の8・298・301の1・302の1・315の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第342号

令和4年和歌山県告示第160号（以下「告示第160号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
高岡たか子
新谷敬子
野田孝雄
笠松保忍
當仲秀男
本西猛夫
水本雄三
水本好則
山田つるゑ
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第160号のとおり

和歌山県告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市平瀬字溝口1307番1地先から同市平瀬字溝口1307番1地先まで	旧	7.50 } 55.40	387.70	県道平瀬上三栖線との重用延長387.70メートルを含む。
同上	新	7.50 } 54.92	387.70	県道平瀬上三栖線との重用延長387.70メートルを含む。

和歌山県告示第346号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市平瀬字溝口1307番1地先から同市平瀬字溝口1307番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月18日

和歌山県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市平瀬字溝口1307番1地先から同市平瀬字溝口1307番1地先まで	旧	5.10 } 15.60	387.70	一般国道371号との重用延長387.70メートルを含む。
同上	新	7.50 } 54.92	387.70	一般国道371号との重用延長387.70メートルを含む。

和歌山県告示第348号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

栄谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		栄谷	西谷	907番4	
2号	〃		〃	〃	〃	
3号	〃		〃	〃	907番2	
4号	〃		〃	〃	908番1	
5号	〃		〃	〃	910番1	
6号	〃		〃	城谷	941番	
7号	〃		〃	菴ノ前	788番2	
8号	〃		〃	〃	789番	

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和4年2月16日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

令和4年3月18日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

（有形文化財の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
有形文化財（建造物）	志磨神社本殿 1棟 附 棟札 26枚 附 獅子・狛犬 1対	和歌山市中之島677番地	宗教法人志磨神社	和歌山市中之島677番地
有形文化財（建造物）	感應寺 2棟 七面堂本殿（旧三十番神堂） 1棟 七面堂拝殿 1棟	和歌山市鷹匠町六丁目16番地	宗教法人感應寺	和歌山市鷹匠町六丁目16番地
有形文化財（古文書）	向井家文書 2,251点	和歌山市湊本町三丁目2番地（和歌山市立博物館） 和歌山市栄谷930番地（和歌山大学）	向井彰啓	和歌山市寺内705番地7
有形文化財（彫刻）	木造大日如来坐像 1躯 附 木造二天立像 2躯	橋本市谷奥深75番地、76番地	谷奥深区	橋本市谷奥深75番地、76番地
有形文化財（彫刻）	木造高野明神立像 1躯 附 木造白髭明神坐像 1躯	和歌山市吹上一丁目4番14号（和歌山県立博物館）	槇尾山明神社明神会	伊都郡九度山町大字九度山619番地の14

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

1 指定した医師の氏名等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
山田信一	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
上田英樹	上田神経科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東171番地

2 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

和歌山県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

1 指定した医師の氏名等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
上西優介	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
森田佳寛	和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31番地	
小瀬朝海	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	
朝井廉	同上	同上	
坂本裕司	同上	同上	
糸川秀彰	紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25番1号	
辻富基美	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
大谷和正	おおたにクリニック	御坊市名田町野島1番地7	
山田信一	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
上田英樹	上田神経科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東171番地	

2 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで